

## 三田市婚活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組として、結婚を望む三田市民に出会いと交流の場を提供する機会を創出する事業(以下「婚活イベント」という。)を実施する団体に交付する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、三田市補助金等交付規則(平成9年三田市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす婚活イベントとする。

- (1) 20歳以上の独身者を対象として実施する事業
- (2) 参加者又は参加申込み者が10人以上である事業
- (3) 三田市内を主たる会場として開催されるもの
- (4) 特定の団体や会員のみを対象としないもの
- (5) 三田市在住者を参加対象者に含めて募集するもの
- (6) 参加者から参加費を徴収する場合は、適正な水準に参加費が設定されたもの
- (7) 営利を主たる目的としないもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の交付対象としない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を

行う団体

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者を含む団体

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める団体  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該経費に充てるために徴収した参加費その他の収入額（飲食代、賞品等の婚活イベントの参加者が消費し、負担すべきと認められる経費として徴収した額を除く。）を控除した額の2分の1以内とし、1事業につき50,000円を上限とし、予算の範囲内において交付する。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同一年度中に同一申請団体に交付する補助金の額は、50,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、三田市婚活支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 概要説明書

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書

(4) 誓約書

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、三田市婚活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書により、その旨を申請団体に通知する。

（補助金の交付条件）

第8条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた後に実施しなければならない。

(2) 補助対象事業は、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第9条 申請団体は、補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、三田市婚活支援事業補助金変更申請書に事業計画変更書、収支予算変更書を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(補助金の実績報告)

第10条 申請団体は、補助対象事業を完了した場合は、速やかに三田市婚活支援事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、提出された婚活支援事業補助金実績報告書の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の額を確定し、三田市婚活支援事業補助金額確定通知書により申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の額の確定を受けた申請団体は、三田市婚活支援事業補助金交付請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を当該補助対象事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助対象事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (5) この要綱に違反したとき。

(補助金等の返還)

第14条 市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、三田市婚活支援事業補助金等返還命令書により、速やかに申請団体に対し、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 市長は、必要があると認める場合は、補助対象事業の完了前においても、申請団体に事業の実施状況及び実施の成果の報告を求めることができる。

2 申請団体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

種 別	内 容
講師謝礼	講師・司会等への謝礼
旅費	講師・司会等への交通費及び宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	チラシ、ポスター、コピーその他の資料印刷費
燃料費	ガソリン代等（車両等を賃借した場合に限る。）
役務費	郵便、通信費、広告宣伝料、保険料等
委託料	警備費、催し等会場設営費等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両・音響機械等の借上料等
その他の経費	市長が必要と認める経費